

●第5期・第6期墨田区障害者行動計画

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	第5期：令和3年度から令和5年度までの3年間 第6期：令和6年度から令和8年度までの3年間
計画の位置づけ	本計画は障害者基本法に基づく本区における障害者施策に関する基本的な計画であり、地域福祉計画の内容を踏まえ、障害者施策について取り組むべき施策を総合的、体系的かつ具体的に定めている。

II 令和5年度

1 事業実績

令和5年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

(1) 作業所等経営ネットワーク事業の実施【No.37】

スカイワゴンの庁舎での販売を週2回（火曜、木曜）合計97回実施するとともに、各種イベントでの販売等販売機会を拡大したことで、約659万円の売上額となった。また、区内事業所間の共同受注についても、新規受注した案件があった。

(2) 障害者施設における新商品開発等支援事業の実施【No.38】

障害者施設における工賃維持向上を目的として、区内のクリエイター等を活用し、障害者施設等における新商品開発・改良を支援するとともに販路開拓を図ったことにより、新商品ブランド「すみのわ」は、約522万円の商品売上額となった。

(3) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援【No.63】

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者の公募を行った。また、重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行った。

2 事業評価

●事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 136事業	134事業	0事業	2事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

●評価「その他」事業一覧

- ・25 障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施
- ・111 歩行者・自転車通行空間再整備事業

※上記2事業とも、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定どおり実施できなかったため「その他」評価とした。

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業について、概ね計画通り実施されている。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、イベント系の事業を中心に、当初の予定どおり実施できていない事業もあるが、徐々に再開・実施している事業も増えた。

III 令和6年度

1 事業計画

令和6年度事業計画について、主な方針は以下のとおりである。

(1) 作業所等経営ネットワーク事業の実施【No.41】

スカイワゴンの庁舎での販売を週2回（火曜、木曜）合計95回（予定）実施するとともに、各種イベントでの販売等販売機会を拡大し、売上向上を図る。また、共同受注の仕組みを活用し、東京都・他区のネットワークと連携し、受注の拡大に取り組む。

(2) 障害者グループホームの整備・支援体制強化支援【No.70】

重度身体障害者を対象とするグループホームについて、整備・運営事業者が実施する開設準備の支援を行う。また、重度障害者を受け入れる事業所に対して、支援体制強化に係る運営支援を行う。

(3) 障害者問題に関する啓発の実施【No.108】

区のお知らせ「すみだ」の紙面や行政情報番組「ウィークリーすみだ」の映像などを通じて障害者施策等を紹介する。すみだスマイル・フェスティバル等の啓発イベントを通じ、障害のある方の活動について広く周知し、障害に対する理解促進を図る。

<実績の追記>（令和7年3月）

(1) スカイワゴンでは、庁舎での販売を予定どおり実施するとともに、区内商業施設における販売会を実施した。共同受注については、大口案件の受注拡大を目指した取り組みを行っている。

(2) 重度身体障害者グループホームは、設計、工事入札が完了し、令和7年3月に工事着工。既設の重度障害者を受け入れている事業所への運営支援は継続して行っている。

(3) 区のお知らせやイベントを通し啓発を行ったほか、心のバリアフリー啓発冊子を令和7年3月中旬に発行予定。（区内の小学生を中心に配布）

2 事業計画に対する考え方

障害者基本法、障害者総合支援法に基づく障害者施策の推進、障害者差別解消法の理念を踏まえた啓発事業等を着実に実施し、障害の有無にかかわらず社会の一員として、住みなれた地域で共に尊重しあいながら暮らし続けられるよう、効果的な事業展開を図る。

●墨田区障害福祉計画【第6期・第7期】・墨田区障害児福祉計画【第2期・第3期】

I 計画の期間・位置づけ

計画の期間	障害福祉計画【第6期】：令和3年度から令和5年度までの3年間 障害福祉計画【第7期】：令和6年度から令和8年度までの3年間 障害児福祉計画【第2期】：令和3年度から令和5年度までの3年間 障害児福祉計画【第3期】：令和6年度から令和8年度までの3年間
計画の位置づけ	両計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害者児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る計画最終年度末の数値目標や、各種障害福祉サービス等の見込み量を設定するとともに、各サービスを提供するための体制の確保を図る計画であり、地域福祉計画及び障害者行動計画の内容を踏まえ、その内容を定めている。

II 令和5年度

1 事業実績

令和5年度事業実績について、主なものは以下のとおりである。

(1) 相談支援体制の充実・強化のための取組【3(9) P90】

基幹相談支援センターの開設（一部）を行い、本格稼働に向けての準備を行った。

(2) 障害児支援の提供体制の整備等【2(5) P66】

保健、医療、障害福祉、保育、教育に係る庁内関係部署と外部委員からなる「医療的ケア児に関する協議会」を継続して実施し、関係機関との連携を図った。

2 事業評価

●事業数及び評価

評価	A	B	その他
計画書掲載 事業数 56 事業	53 事業	0 事業	3 事業

A：計画どおり進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合等

●評価「その他」事業一覧

(※ 1：基本指針に定める成果目標、2：指定障害福祉サービス等 3：地域生活支援事業)

区分※	事業番号	事業名	説明
1	第1-(4)③	就労定着支援事業	過去の利用実績より、見込み値を見直す必要があったため「その他」の評価とする。 第7期において見込み値を見直した。
2	第2-3	自立訓練(機能訓練)	
2	第2-6	就労移行支援 (養成施設を含む)	

3 目標と実績についての分析

本計画における各事業において、概ね計画通り実施されている。
指定障害福祉サービス等の利用実績の中では、特に「共同生活援助（グループホーム）」
「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」は増加傾向が続いている。
利用ニーズは今後とも確認していく必要がある。

III 令和 6 年度

1 事業計画

令和 6 年度事業計画について、主なものは以下のとおりである。

(1) 相談支援体制の充実・強化のための取組【3(9) P127】

基幹相談支援センターの本格稼働に伴い専門職を配置し、相談支援体制強化の取組を開始する。

(2) 障害児支援の提供体制の整備等【2(5) P87】

保育所等訪問事業について、ニーズの高まりに対応すべく、体制を拡充する。

2 事業計画に対する考え方

(1) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、身体障害、知的障害、精神障害に係る専門相談を行うほか、区内相談支援事業者の体制強化を図る等、地域における相談支援の中核的な役割を担っていく。

(2) 障害児支援の提供体制の整備等

保育所等訪問事業について、既存の児童発達支援センターみつばち園に加え、すみだステップハウスおおぞらにじの子でも実施する（令和 6 年度後半開始予定）。

<実績の追記>（令和 7 年 3 月）

(1) 総合・専門相談への対応と、相談支援体制強化事業として相談支援事業者連絡会等を実施した。また、障害者虐待防止センターとしては、虐待通報への対応、虐待対応ケース会議、研修等を行った。

(2) すみだステップハウスおおぞらにじの子において、保育所等訪問事業を開始した（令和 6 年 9 月 1 日）。